

福井市公共施設等への太陽光発電設備導入計画策定業務仕様書

- 1 委託業務の名称
福井市公共施設等への太陽光発電設備導入計画策定業務

- 2 業務履行期間
契約締結日から令和8年1月15日（木）まで

- 3 業務の目的

本市では、令和3年3月にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、再生可能エネルギーを最大限に有効活用し、地球温暖化防止に関する施策を総合的に推進するため、令和7年3月に「福井市脱炭素アクションプラン」を作成した。

本業務は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」のうち、「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業（第2号事業）」を活用し実施するもので、福井市脱炭素アクションプランに基づき、2030年度までに設置可能な公共施設等の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目標に、太陽光発電設備の導入を計画的かつ効率的に推進するため、導入可能性の調査を行い、今後の工事にあたっての優先順位や方向性、スケジュール等を定めた計画を策定することを目的とする。

- 4 業務の内容

以下の（1）から（5）までを実施すること。

- （1）業務計画の作成

本業務の着手にあたり、完了までの業務計画を作成すること。

- （2）調査対象施設

福井市公共施設リスト（別表）

- （3）調査の内容

対象とするすべての施設において次のⅠ及びⅡを調査後、抽出した20カ所以上の施設においてⅢの調査を実施し、その中から10カ所以上においてⅣの検討を行うこと。

また、Ⅲについては、必ず現地調査を行い、Ⅰ、Ⅱ及びⅣについて

も、必要に応じて現地調査を行うものとする。

<項目>

- I 考慮すべき地域特性、環境特性等の周辺環境の調査・検討
- II 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討
- III 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
- IV I～IIIの調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討

<詳細>

項目	調査内容の詳細
I	・ 周囲の立地生活環境、景観等の建設環境状況、鉄道や近隣の架線等の敷設状況
II	・ 構造計算書等を踏まえた荷重や風圧の影響 ※ ・ 屋根等の形状、素材、屋上防水シートの改修時期など維持保全状況の確認 ・ 屋根の空きスペース等における設備設置可能面積 ・ 災害リスク
III	・ 日射量、受光・風障害の有無 ・ 太陽光パネルの種類の検討 ・ 施設の電力契約及び電力使用状況 ・ 発電シミュレーション、設備利用率 ・ 設置位置及び設置方法別の太陽光発電設備の導入可能な規模
IV	・ 導入手法の検討（自己所有、第三者所有（PPA、リース、屋根貸し）） ・ 補助金やJ-クレジット等の活用を想定した概算事業費（維持管理費等含む。） ・ 電気料金の削減効果及び事業採算性 ・ 廃棄を含めたライフサイクルコスト ・ 二酸化炭素排出抑制効果 ・ 余剰電力の有無及び活用方法の検討（売電、蓄電池の導入等） ・ I からIVを踏まえた施設ごとの太陽光発電設備の適切な設置スケジュール（優先順位含む。） ・ その他、レジリエンス強化など地域の経済・社会にもたらす波及効果等

※公共施設は、築年が古い建物が多く、構造計算書がないことが想定されるため、構造計算書がない場合は、一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から、躯体への影響等を考慮した工法や設置容量を検討すること。

(4) 業務の進め方

ア) 全般

- ・受注者は、本業務に必要な調整全般を行うこと。また、本市担当職員との連携を密にして業務にあたること。
- ・本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、適正に取り扱うものとする。
- ・受注者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本市の許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

イ) 本市との打合せ

- ・本業務を適切に遂行するため、業務着手時1回、中間時1回、最終報告書提出前1回、本市担当職員と打合せを行うこと。

ウ) 現地調査

- ・現地調査や各施設管理者等との協議の結果、調査手法等について本仕様書から変更の必要が生じた場合には、本市と協議の上、決定すること。
- ・現地調査にあたっては、立入許可等を適切に取得した上で行うこと。

(5) 報告書の作成及び根拠資料の提出

委託業務について報告書を取りまとめること。また、数値等の根拠となる資料や、その入手方法及び算定方法をまとめた一覧表を作成すること。

5 一括再委託の禁止

受注者は、業務の一部を第三者に再委託するときには、速やかに発注者に届け出て承諾を得なければならない。

6 成果品の納品と著作権の放棄

提出すべき成果品及び部数は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| ・ 調査報告書及び報告書概要版 | 3 部 |
| ・ その他打合せ記録等 | 1 式 |
| ・ 上記にかかる電子データ | 1 式 |

本業務委託において作成した成果品等の権利は、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者は著作人格権を行使しないものとする。業務の完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する成果品の不良個所が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足その他必要な作業を、受注者の責任において実施

しなければならない。

7 その他重要事項

- (1) 本業務は、環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用するもので、業務内容の実施、成果品については、当該補助金の交付規程及び要領等により、目的や性格を理解して業務を行うこと。
- (2) 受注者は、福井市の各種計画や報告書、福井市脱炭素アクションプラン等を熟読した上で、本業務を実施すること。
- (3) 本業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (4) 本仕様書に明記していない事項及び疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。
- (5) 受注者は、業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、受注者は、作業場所であっても、情報等の複写及び閲覧は、必要最小限に留めなければならない。万一、情報等に関する受注者等からの外部流出が発生した場合には、受注者等の故意・過失にかかわらず、発注者又は第三者において発生した損害について、受注者がその回収、拡散等の防止、及び賠償の全責任を負うものとする。
- (6) 受注者は、国や市の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたるものとし、その内容については発注者に報告しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の利用等を行う場合は、著作権等の法令を遵守するものとする。

<別表> 福井市公共施設リスト

番号	施設名	番号	施設名
1	越前水仙の里公園 ふるさと資料館	60	清水北小学校
2	福井市ワークプラザ	61	杉坂小学校
3	中藤屋内運動場	62	明倫中学校
4	みどり図書館	63	光陽中学校
5	日野川浄化センター プロア棟	64	明道中学校
6	鷹巣浄化センター	65	進明中学校
7	清水東部環境センター	66	成和中学校
8	佐佳枝ポンプ場	67	安居中学校
9	加茂河原ポンプ場	68	灯明寺中学校
10	麻生津資機材倉庫	69	至民中学校
11	防災ステーション	70	国見中学校
12	木田小学校	71	大東中学校
13	豊小学校	72	川西中学校
14	足羽小学校	73	森田中学校
15	東安居小学校	74	足羽中学校
16	湊小学校	75	足羽第一中学校
17	春山小学校	76	藤島中学校
18	順化小学校	77	社中学校
19	宝永小学校	78	美山中学校
20	松本小学校	79	清水中学校
21	日之出小学校	80	清水健康管理センター
22	旭小学校	81	福井競輪場 サイクルシアター
23	和田小学校	82	サイクルハウス
24	円山小学校	83	消防局庁舎（防災センター）
25	啓蒙小学校	84	北分署
26	西藤島小学校	85	臨海消防署
27	社北小学校	86	フェニックス・プラザ
28	社南小学校	87	福井駅西口広場 シェルター
29	安居小学校	88	木田公民館
30	中藤小学校	89	足羽公民館
31	大安寺小学校	90	湊公民館
32	河合小学校	91	東安居公民館
33	麻生津小学校	92	社南公民館

34	国見小学校	93	社北公民館
35	岡保小学校	94	麻生津公民館
36	東藤島小学校	95	啓蒙公民館
37	殿下小学校	96	岡保公民館
38	鶉小学校	97	東藤島公民館
39	本郷小学校	98	西藤島公民館
40	棗小学校	99	森田公民館
41	鷹巣小学校	100	清水東公民館
42	長橋小学校	101	清水南公民館
43	森田小学校	102	清水北公民館
44	明新小学校	103	鶉公民館
45	酒生小学校	104	棗公民館
46	一乗小学校	105	本郷公民館
47	上文殊小学校	106	東郷公民館
48	六条小学校	107	美山公民館 下字坂分館
49	文殊小学校	108	美山公民館 羽生分館
50	東郷小学校	109	美山公民館 下味見分館
51	日新小学校	110	少年自然の家 本館
52	清明小学校	111	少年自然の家 別館
53	社西小学校	112	福井市美術館
54	羽生小学校	113	真栗浄水場
55	美山啓明小学校	114	社団地 3号館
56	越廼小学校	115	東安居団地 C棟
57	清水西小学校	116	東安居団地 D棟
58	清水東小学校	117	新保団地 A棟
59	清水南小学校	118	新保団地 B棟

※本表は調査対象予定施設であり、今後の現場調整等により変更する場合がある。